

市第10号議案

横浜市こころの健康相談センター条例の一部改正

横浜市こころの健康相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市こころの健康相談センター条例の一部を改正する  
条例

横浜市こころの健康相談センター条例（平成14年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市港北区」を「横浜市中区」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市こころの健康相談センターを移転するため、横浜市こころの健康相談センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市こころの健康相談センター条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（設置）

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）を 横浜市中区 に設置する。  
横浜市港北区